

令和5年第3回狭山市定例教育委員会会議議事録

開催日時 令和5年3月27日(月)
午後3時30分から午後4時54分まで

開催場所 市役所 5階 教育委員会室

出席者 教 育 長 滝 嶋 正 司
教育長職務代理者 吉 川 明 彦
委 員 橋 本 秀 樹
委 員 宮 崎 英 子
委 員 安河内 由 香

欠 席 者 なし

委員及び傍聴人を除くほか、議場に出席した者の氏名

生涯学習部長	内 藤 光 重	次長兼教育総務課長	關 根 浩 由
社会教育課長	石 井 巳代子	中央公民館長	内 出 智 美
中央図書館長	加 藤 和 子	スポーツ振興課長	奥 富 喜 和
学校教育部長	田 中 義 久	次長兼教育指導課長 兼教育センター所長	宇佐見 昌 義
入間川学校給食センター所長	小 巖 聖 明	書 記	上 村 理 恵

会議の公開・非公開 議案第15号から議案第17号までの3議案については、個人に関する情報が含まれ、また、公にすることにより、意思決定の中立が損なわれるおそれがあることから非公開とした。

傍 聴 者 数 0名

報告事項

- ・令和5年第1回狭山市議会定例会の概要について

報告者(生涯学習部長)
(学校教育部長)

(要旨)

会期は、2月22日(水)から3月17日(金)までの24日間であり、議案は、専決処分1件、人事案件2件、新規条例1件、一部改正条例11件、補正予算6件、当初予算6件、協定の締結1件合計28件である。

一般質問については15名であり、うち教育委員会関係は6名であった。金子広和議員からは、東中学校跡地に関する市長答弁、登下校見守りについて、大沢えみ子議員からは、生理の社会化、学校現場の取り組み、リプロダクトティ

ブ・ヘルス&ライツについて、笹本英輔議員からは、部活動、校則、総合的な学習について、綿貫伸子議員からは、学ぶ機会の保障について、高橋ブラクソン久美子議員からは、子育て支援、図書館、ヤングケアラー支援について、西塚和音議員からは、指定管理者と市の考えとの共有について、それぞれ質問があり、それに対する答弁の内容について報告がなされた。

委員からは、一般質問の中にあつた給食の無償化について、県内でもいくつかの市町村で無償化を進めているが、しっかり議論した上で進めてほしい。食材は保護者が負担しており、負担しているからこそ、献立などに意見を言えると感じているので、簡単に無償化するのではなく、保護者がより子どもたちに関心を示してほしいという観点からも議論を深めてほしい旨の意見がなされた。

・令和4年度博物館冬期企画展の開催結果について

報告者（社会教育課長）

（要旨）

博物館冬期企画展「拓くひとびとー狭山の奈良・平安ー」については、1月7日（土）から2月26日（日）までの45日間開催し、入館者は延べ3,401人であった。当地の奈良・平安時代の人々が、どのように暮らしていたのか、近年、発掘調査を行った鳥ノ上遺跡の出土資料を中心に、奈良・平安時代の官人の復元衣装や綴りや墨書土器等390点を展示。関連事業では、歴史文化講座を開催した。また、図録を作成し224冊販売した旨の報告がなされた。

・令和5年度狭山市公民館基本方針・重点目標について

報告者（中央公民館長）

（要旨）

第3次狭山市教育振興基本計画に掲げる生涯学習の基本方針「学びが人を育み 社会をつくる 生涯学習社会の推進」及び施策の基本目標Ⅴ「自己を磨き社会を支える 豊かな学びの振興」を踏まえ定めたもので、地域の学習拠点として、コロナ禍で得た経験や技術を生かして取り組んでいく。基本方針1では、身近な生活課題について講座等を実施し、そうした学びを通して地域の人材を発掘し育てることを掲げた。2では、子どもから高齢者まで学習機会を得られるよう講座等を実施する旨を、3では、公民館単体での取組には限界があるので、地域の教育機関や団体等と連携し、より専門的な授業を進めていく旨を、4では、地域の団体等と連携しながら、まちの発展に貢献していく旨を、5では、学習サークル、地域や講座などに学習成果を活かせるよう働きかけ、新規会員の加入の機会につなげていくとともに、公民館職員の研修会を実施し、職員が身に付けた力をサークル支援に注いでいく旨を記載した。この基本方針・重点目標に基づき、11の公民館では、来年度各種事業に取り組んでいく旨の報告がなされた。

・公民館等利用者アンケート調査（利用者満足度調査）集計結果について

報告者（中央公民館長）

(要旨)

令和4年10月1日(土)から10月31日(月)までの31日間実施し、861件回収し、回答率は65.9%であった。回答は原則電子申請を促したが、約1割の利用であった。公民館の利用者は圧倒的に65歳以上が多く、ここ数年間の公民館の課題であり、解決に向け取り組んでいく。公民館等の施設や設備、職員の対応については、「満足」「やや満足」が合わせて7割程度であるが、不満に思う方、あるいは少数意見ながら貴重な意見もあり、改善すべき点は改善したい。オンライン講座に参加できる環境があるかとの問いには、整っているとの回答は26.6%であり、残りの73.4%への対応が今後の課題である。

指定管理者の運営する3館については、直営館同様65歳以上の利用が多く、施設や設備の総合的満足度についても、7割以上から「満足」「やや満足」との評価をいただいているが、少数の意見にも耳を傾けるよう、利用者の高齢化の課題と合わせ直営館と認識を共有していきたい。

市民部所管の入曽地域交流センターについては、例年、公民館と同時期に独自に行ったものを参考に提出していたが、令和4年度は、令和2年度に開設したことの効果測定の一環として、入曽地域交流センター施設利用のアンケートを実施し、その内容が従来実施している利用者アンケートと重複する項目が多いことから兼ねる取扱いとした。結果については集計中であり、後日、公式ホームページにて公表する旨の報告がなされた。

- ・令和5年度社会体育関連事業計画について 報告書(スポーツ振興課長)
(要旨)

スポーツ教室については15種目16教室を、行事については4事業を予定している。このうち、剣道教室、キッズダンス教室、柔道教室、アクティブチャイルドプログラム教室、ヨガ教室については、武道館を会場に実施することで市民に武道館の周知を図り、また、健康ウォーキングでも立ち寄り場所として提供し周知を図る。連携協定を締結している日本体育大学、エルフェンススポーツクラブ、西武ライオンズとの事業については、これからも積極的に実施する。オリンピック・パラリンピック教育「あすチャレ!」事業については、市内8校での実施を予定している。スポーツ協会事業、レクリエーション協会事業、スポーツ推進委員連絡協議会事業については、各団体の役員会や大会実行委員会などにおいて、ウイズコロナの時代になっても継続可能なイベントにしていけるように協議を進めることとなる。学校体育施設開放事業については、引続きスポーツの活動の場と機会の提供に努める。なお、来年度の登録利用団体数は193団体である旨の報告がなされた。

委員からの質疑等では、学校体育施設開放事業について、令和4年度の登録団体数はとの質疑に、今年度末で200団体であり、それらの団体に令和5年度の更新手続きの依頼文を送付したが、7団体が手続きを行わなかった。確認したところ、7団体中6団体は人が集まらず活動を停止し、1団体はこれから登録申請を行う旨の答弁がなされた。

- ・令和4年度狭山市立小学校・中学校・幼稚園 自己評価及び学校関係者評価（報告）について

報告者（教育指導課長）

（要旨）

全体的な課題としては、学校によっても違いがあるが、子たちのあいさつが課題となっているところが見受けられる。各学校でも工夫しながら取り組んでいるが、今後は学校運営協議会の立ち上げが進んできており、より一層地域を巻き込んで進めていく必要がある。また、家庭学習の習慣化については、小中学校とも課題が見受けられる。学校の取組だけでなく、家庭での協力も必要であり、今後も、学校と教育委員会が課題を共有しながら取組を推進していく旨の報告がなされた。

- ・令和5年度狭山市立小中学校人事異動の概要について

報告者（教育指導課長）

（要旨）

小学校については、他市からの転入、他市への転出は、令和5年度当初の西部教育事務所の協力もあり、多くの経験人事対象者の意向を適えることができた。また、西部教育事務所管内の希望も一般人事で若干名ではあるが叶えることができた。結果として、一般人事、経験人事合わせて転入14名、転出者15名となった。新採用は、主幹教諭は2名である。令和5年度は、小学校全体で主幹教諭は4名になる。令和5年度当初新採用教諭14名のうち、初めて教職に就くものは6名である。初任者研修を免除される者はいない。転補については、令和5年度当初は、異動対象者の意向を踏まえながら、地域差・学校差の是正に努めた。本採用退職者は、令和3年度末が17名、うち定年退職者が12名であったので、今年度末はやや減少した。臨時的任用は53名であり、令和4年度当初の49名に比べ若干増加した。同一校勤務で8年目以上勤務の者及び、新採用以来6年目以上勤務の者は、様々な事情があつてのことであり、来年度は出来る限りの解消を目指したい。令和4年度当初から引き続き在外日本語学校へ派遣されている者が2名いるが、その代替教諭が富士見小学校と狭山台小学校に配置される。さらに、令和5年度から長期研修に派遣される者が1名おり、代替教員が南小学校に配置される。

中学校については、一般人事・経験人事合わせて転入が5名、転出が5名であり、来年度以降もこのバランスに配慮し人事を進める。新採用は、教諭11名、養護教諭2名であり、出来る限り学校規模や年齢構成のバランスを考慮して配置した。転補については教諭6名、養護教諭1名であり、中学校については、市外からの転入・市外への転出のバランスも考慮しなければならない状況である。本採用退職者については、定年が16名、勸奨1名、割愛4名であり、割愛については、教育委員会への異動で、学校の中でも中心となって活躍している者が対象となっており、該当の校長には市全体の発展のためと本人の今後という広い視野に立って理解を得た。同一校勤務7年目以上の者と新採用以来6年目勤務の者については、来年度も出来る限り解消でき

るよう、学校にも協力を求めていく。新採用以来 5 年目以上についても、来年度異動ができるよう協力を求める。加配等については、ほぼ配置が決まったが、学校長からの当初の希望に沿うべく県と情報共有を図り強く要望を伝えてきたが、全体のバランスということでの結果と受け止めている旨の報告がなされた。

- ・「狭山市の部活動の在り方に関する方針」の一部改訂について

報告者（教育指導課長）

（要旨）

今回の改訂は、令和 5 年 3 月に朝練習について追記し、令和 5 年 4 月 1 日より実施するものである。追記した内容は、「エ 平日における朝練習については原則行わない。ただし、以下の場合については学校長の判断により実施することができる。」とし、（ア）として、「大会・コンクール等に参加する前に調整練習等で活動時間が必要な場合。」とした。大会とは公式戦とし、具体的には学校総合体育大会等である。コンクール等とは吹奏楽コンクール等になる。朝練習の実施期間は大会等の 2 週間前からとする。（イ）として「冬季期間で午後の活動時間が少ない場合。」とし、朝練習ができるのは下校時刻が 17 時以前に設定されている期間とする。この改訂については、過日の校長会議においても提示し、各校長からも理解をいただいている旨の報告がなされた。

委員からの質疑等では、部活動指導員の配置時期はとの質疑に、現状、各校 1 名ずつ配置しており、年度当初の 4 月に配置する旨の答弁がなされた。

- ・令和 4 年度狭山市小中学生英語フェスティバルの実施報告について

報告者（教育センター所長）

（要旨）

今年で 15 回目であり、令和 5 年 2 月 4 日（土）に入間川小学校講堂において開催された。3 年ぶりの開催であり、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため来場者を制限し、およそ 170 名の参加で実施した。内容は、来場者に問いかけるクイズや発表に向けて練習してきた劇、ALT とのアクティビティや学校対抗でのクイズ、体を動かしながら英語でコミュニケーションをとることなどを行った。来場者の感想としては、見ている方も楽しかった、発表が堂々として立派であった、限られた時間の中で練習を重ね頑張っていたなどの肯定的・好意的な感想が多数寄せられた旨の報告がなされた。

- ・各種審議会等の会議結果概要について

報告者（社会教育課長）

（中央公民館長）

（中央図書館長）

（スポーツ振興課長）

（教育指導課長）

（入間川学校給食センター所長）

(要旨)

令和4年度第2回狭山市立博物館協議会、第3回狭山市立学校給食センター運営委員会、第3回狭山市社会教育委員会議、第2回狭山市立図書館協議会、第3回狭山市公民館運営審議会、第2回狭山市スポーツ推進審議会、第2回狭山市いじめ問題審議・調査委員会の開催結果について、その概要の報告がなされた。

- ・狭山市教育委員会後援名義の使用行事について

報告者（社会教育課長）
（スポーツ振興課長）

(要旨)

社会教育課関係3件、スポーツ振興課関係1件の後援名義使用承認の申し出があり、審査の結果、使用を承認した旨の報告がなされた。

議 案

議案第11号 狭山市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

狭山市立学校教育職員の業務量の適切な管理等を行うため必要な事項を定めることについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第11号については、原案可決した。

議案第12号 狭山市教育委員会が管理する個人情報の保護に関する規則

狭山市教育委員会が管理する個人情報の保護に関する規則を全部改正することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第12号については、原案可決した。

議案第13号 狭山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

狭山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第13号については、原案可決した。

議案第 14 号 狭山市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

狭山市立小・中学校管理規則の一部を改正することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 14 号については、原案可決した。

議案第 15 号 狭山市文化財保護審議会委員の委嘱について

狭山市文化財保護審議会委員の任期が、令和 5 年 3 月 31 日をもって満了となることに伴い、新たに委員を委嘱することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 15 号については、原案可決した。

議案第 16 号 狭山市スポーツ推進委員の委嘱について

狭山市スポーツ推進委員を新たに委嘱することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 16 号については、原案可決した。

議案第 17 号 令和 5 年度狭山市教育委員会管理職の人事異動について

令和 5 年度狭山市教育委員会管理職の人事異動を実施するため、提案がなされたものである。

議案第 17 号については、原案可決した。

以 上